

総合地球環境学研究所研究プログラム評価委員会規則

平成 28 年 4 月 1 日制 定
規則第 23 号
令和 7 年 10 月 14 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所組織運営規則（平成 16 年 9 月 14 日制定規則第 2 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、研究プログラム評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第 2 条 委員会は、総合地球環境学研究所長（以下「所長」という。）の求めに応じ、総合地球環境学研究所プログラム・プロジェクト規則（平成 28 年 3 月 10 日制定）に定める研究プログラム等の評価に関する次の事項を所掌する。

- 一 予備研究（略称 FS）の評価（研究プロジェクト移行の可否判定）
- 二 フルリサーチ（略称 FR）の評価
- 三 その他研究プロジェクトの評価に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、外国人が過半数を占める 15 名程度の委員で組織する。

(委員の選考等)

第 4 条 委員は、研究戦略会議の作成する候補者名簿を参考にして運営会議において選考し、所長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 6 年を超えることはできない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が

欠けたときはその職務を行う。

(招集)

第7条 委員会は、所長の求めに応じ、委員長が招集する。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、研究支援課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 総合地球環境学研究所プロジェクト評価委員会規則（平成17年2月22日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年12月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月14日から施行する。